

決 定 要 旨

被 審 人 (本 店) 東京都渋谷区笹塚2丁目18番3号
(商 号) 日本産業ホールディングズ株式会社

上記被審人に対する平成23年度(判)第21号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、金融商品取引法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金150万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成24年2月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条1項4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成23年12月26日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別 紙)

1 課徴金に係る金融商品取引法 178 条 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条 1 項 4 号に該当

被審人は、東京都渋谷区笹塚二丁目 18 番 3 号に本店を置き、その発行する株式が札幌証券取引所アンビシャス市場に上場されている会社であるが、被審人は、北海道財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出したものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容 (注)	事由
平成 22 年 5 月 14 日	第 19 期事業 年度第 3 四半 期連結会計期 間に係る四半 期報告書	平成 21 年 7 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期間	四半期連結 損益計算書	連結経常損益 が▲237 百 万円であると ころを▲17 2 百万円と記 載 連結四半期純 損益が▲25 7 百万円であ るところを▲ 192 百万円 と記載	・一般管理費の 過少計上等

(注) 金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文、24 条の 4 の 7 第 1 項、185 条の 7 第 1 2 項

3 課徴金の計算の基礎

1 の表に掲げる事実につき

金融商品取引法 172 条の 4 第 2 項前段、1 項本文の規定により、被審人の第 19 期事業年度第 3 四半期連結会計期間に係る四半期報告書 (以下

「第3四半期報告書」という。)に係る課徴金の額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(33,989円)

が

- ② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円となるが、第3四半期報告書については、金融商品取引法26条の規定による検査等が行われる前に、課徴金の減額に係る報告がされていることから、金融商品取引法185条の7第12項の規定により、3,000,000円に100分の50を乗じて得た額に相当する額である1,500,000円となる。